

特定非営利活動法人日本メディカルマネージャー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本メディカルマネージャー協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域でスポーツを行なうすべての人に対して、適切な傷病予防に関する研究・トレーニング内容の記録・傷病記録などを、チームに所属する監督者や父母との連携協力を行うことにより、スポーツを行なうすべての人の傷病予防と健康管理の質の向上とより一層の充実を図り、トレーニングの方法や故障後の適切なリハビリなどの教育の向上を図ることによって、患者をはじめ広く市民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会等の開催
- (2) 会誌その他の刊行物の発行、あるいはインターネット上でのサイトでの情報発信
- (3) 会専門指導員等の認定
- (4) 練習量・傷病・健康予防等の記録、研究及び調査の実施
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (6) 医療機関との連絡及び協力
- (7) 各認定指導員による適切な傷病予防、リハビリ、トレーニング方法に関する啓発活動
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、当法人の運営に携わる個人および団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同する医療資格者、監督、トレーナー
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は法人

(会員の入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をした時
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時
- (4) 除名された時

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反した時
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時

(会費の不返還)

第12条 既に納入した会費は、会員資格喪失の理由の如何を問わず、返還しない。

第4章 役員および顧問

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

2. 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3. 監事は、総会において選任する。

4. 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会または総会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

4. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実がある事を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をする為必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べること、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなけ

ればならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事については理事会において、監事については総会の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障の為、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行する為に要した費用を弁償することができる。

3. 前2項の役員報酬および費用に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問等)

第20条 この法人に、役員のほか顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3. 顧問は理事長の諮問に応じて、本法人の業務執行上、重要な事項に関して理事会において意見を述べるることができる。しかしながら議決権は有しない。

第5章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2. 総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 会員の除名
- (4) 解散における残余財産の帰属
- (5) 事業報告および決算
- (6) 監事の選任または解任
- (7) 役員の職務
- (8) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から45日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員である理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第55条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長および総会に置いて選任された議事録署名人2名以上が記名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第36条 理事会は、現存理事の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面を以て表決することができる。

3. 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項及び第39条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印また

は署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを特定非営利活動に係る事業のみに関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に関わらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用とする。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追

加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第51条 この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。
3. 事務局長および職員の任免は、理事長がおこなう。

(組織および運営)

第52条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 専門部会

(専門部会)

第53条 理事長は、本法人の事業運営の中で特定事項につき調査研究等を行う必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、理事会への諮問機関として専門部会を置くことができる。

2. 専門部会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。
3. 専門部会の会長は、理事会の同意を得、理事長が委嘱する。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得な

なければならない。

2. この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに有する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち他の特定非営利活動法人に譲渡するものとし、解散総会の議決により帰属先を定める。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 雑則

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、官報およびウェブサイト等に掲載して行う。

(細則)

第59条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の成立当初の役員は、以下のとおりとする。

理事長 大場 俊二

副理事長 佐藤 俊介

副理事長 高松 浩一

監 事 溝口 博重

3. この法人の成立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

4. この法人の成立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成27年12月31日までとする。

5. この法人の成立当初の事業計画および予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6. この法人の成立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年会費：個人 5,000 円 団体 100,000 円

一般会員 年会費：個人 3,000 円

賛助会員 年会費：個人 2,000 円 団体 50,000 円